

議案第13号

羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように
制定する。

令和4年2月24日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

民法（明治 29 年法律第 89 号）の一部改正に伴い、成年擬制に関する規定を削除する
他、所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例(平成9年羽曳野市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

第5条第1項及び第8条第1項中「婚姻により成年に達したものとみなされる」を「成年に達した」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(助成の範囲)</p> <p>第 4 条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(入院時食事療養費について保険給付が行われた場合にあつては、その標準負担額)を助成する。</p> <p>2・3 省略</p> <p>(医療証の申請)</p> <p>第 5 条 この条例の適用を受けようとする対象者の保護者又は<u>成年に達した</u>対象者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>第 6 条・第 7 条 省略</p> <p>(届出義務)</p> <p>第 8 条 受給者の保護者又は<u>成年に達した</u>受給者は、受給者又は保護者の住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(助成の範囲)</p> <p>第 4 条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法(<u>昭和 33 年法律第 192 号</u>)又は社会保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(入院時食事療養費について保険給付が行われた場合にあつては、その標準負担額)を助成する。</p> <p>2・3 省略</p> <p>(医療証の申請)</p> <p>第 5 条 この条例の適用を受けようとする対象者の保護者又は<u>婚姻により成年に達したものとみなされる</u>対象者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>第 6 条・第 7 条 省略</p> <p>(届出義務)</p> <p>第 8 条 受給者の保護者又は<u>婚姻により成年に達したものとみなされる</u>受給者は、受給者又は保護者の住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>